

公立大学法人青森公立大学役職員の退職管理に関する規則

平成31年 3月29日

規程第18号

(趣旨)

第1条 この規則は、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）第56条の4の規定に基づき、役員又は職員の退職管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(法人への届出)

第2条 法人の役員又は職員であった者は、離職後2年間、営利企業等（法第56条の2に規定による営利企業等をいう。）の地位に就いた場合は、日々雇い入れられる者となった場合を除き、速やかに理事長に第2項に掲げる事項を届け出なければならない。

2 届け出する事項は、次に掲げるものとする。

- 一 氏名
- 二 離職時の所属
- 三 離職時の職名
- 四 離職日
- 五 再就職日
- 六 再就職先の名称
- 七 再就職先の業務内容
- 八 再就職先における地位

(届出が必要な職員)

第3条 届け出が必要な職員は、公立大学法人青森公立大学役職員の再就職者による依頼等の届出に関する規則（平成31年規程第号）第3条に規定する職員とする。

(雑則)

第4条 この規則に定めるもののほか、退職管理に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則

(施行期日)

この規則は、平成31年4月1日から施行する。